第３期鶴ヶ島市障害者支援計画

第５期鶴ヶ島市障害者プラン

第５期鶴ヶ島市障害福祉計画

第１期鶴ヶ島市障害児福祉計画

ともに生きる　やさしさのあるまちをめざして

平成３０年３月

鶴ヶ島市

ごあいさつ

　鶴ヶ島市では、平成２７年に「ともに生きるやさしさのあるまちをめざして」を基本理念として、第２期鶴ヶ島市障害者支援計画を策定し、障害者施策の総合的な推進を図ってまいりました。

　この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布など、障害福祉をめぐる施策や法制度が大きく変わってきました。

　制度改正、新たな課題に対応するため、平成３０年度を計画初年度とする第３期鶴ヶ島市障害者支援計画（第５期鶴ヶ島市障害者プラン・第５期鶴ヶ島市障害福祉計画・第1期鶴ヶ島市障害児福祉計画）を策定しました。

　障害のある人もない人も、誰もが平等に学び、働き、暮らせる社会、「ともに生きるやさしさのあるまちをめざして」、関係機関や関係団体等との連携を図りながら、施策を着実に展開してまいります。市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

　結びに、第３期鶴ヶ島市障害者支援計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました鶴ヶ島市障害者支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、ご協力をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成３０年３月

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久

目次

第１章　計画の概要

　１　障害者支援計画策定の背景及び趣旨　　１

　２　第３期障害者支援計画の位置づけ、期間、対象　　２

　３　第３期障害者支援計画策定のプロセス　　４

第２章　現状と課題

　１　鶴ヶ島市の現状　　５

　２　２つの計画の実施状況　１１

　３　今後の課題　２３

第３章　基本の理念

　１　基本理念　３１

　２　基本目標　３２

　３　計画の体系　３３

第４章　計画の内容

　Ⅰ　理解と交流を深め権利を擁護する　３６

　Ⅱ　地域生活を支援する　４１

　Ⅲ　社会的な自立を促進する　５１

　Ⅳ　安心・安全なくらしを確保する　５９

第５章　障害福祉計画

　１　第５期障害福祉計画で定める事項　６３

　２　第５期障害福祉計画の基本的な考え方　６４

　３　平成３２年度における数値目標の設定　６５

　４　障害福祉サービス等の見込量　７０

　５　地域生活支援事業の見込量　８０

第６章　障害児福祉計画

　１　第１期障害児福祉計画で定める事項　８９

　２　第１期障害児福祉計画の基本的な考え方　９０

　３　平成３２年度における数値目標の設定　９１

　４　障害児通所支援等の見込量　９４

　５　地域生活支援事業の見込量　９９

　６　障害のある子どもの定量的な目標の設定　１０２

第７章　計画の推進

　１　市民・関係機関との連携　１０３

　２　情報の提供・広報　１０４

　３　計画の達成状況の点検及び評価　１０４

　４　財源の確保　１０４

資料　計画の策定体制　 １０５

第１章　計画の概要

１　障害者支援計画策定の背景及び趣旨

　鶴ヶ島市では、平成２７年３月に「ともに生きる　やさしさのあるまちを

めざして」を基本理念とした、第２期鶴ヶ島市障害者支援計画（第４期鶴ヶ島市障害者プラン・第４期鶴ヶ島市障害福祉計画）（以下「第２期障害者支援計画」という。）を策定し、障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちの実現を目指してきました。

　平成２８年４月には、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されました。

　また、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や事業主に対し、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を行うことなどが義務付けられました。

　同年６月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、児童福祉法に障害児福祉計画を策定することなどが定められました。

　このように、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、第２期障害者支援計画が平成２９年度末に終了することから、計画の結果分析・評価と課題の把握を行うとともに、今後の国の動向を踏まえた新たな課題についても検討を行い、平成３０年度から平成３２年度までの３年間の第３期鶴ヶ島市障害者支援計画（第５期鶴ヶ島市障害者プラン、第５期鶴ヶ島市障害福祉計画、第１期鶴ヶ島市障害児福祉計画）（以下「第３期障害者支援計画」という。）を策定するものです。

２　第３期障害者支援計画の位置づけ、期間、対象

　（１）　第３期障害者支援計画の位置づけ

◎第３期障害者支援計画は、第５期鶴ヶ島市障害者プラン（以下「第５期障害者プラン」という。）と第５期鶴ヶ島市障害福祉計画（以下「第５期障害福祉計画」という。）、及び新たに市町村が定めることになった第１期鶴ヶ島市障害児福祉計画（以下「第１期障害児福祉計画」という。）を統合した計画として策定します。

◎第５期障害者プランは、障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。

◎第５期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第８８条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

◎第１期障害児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

◎国及び埼玉県それぞれが策定した関連計画や､市が策定した各種計画などとの整合・連携を図ります。

◎「第５次鶴ヶ島市総合計画」の部門計画として策定します。

◎市が取り組むべき今後の障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。

（２）　第３期障害者支援計画の期間

◎第３期障害者支援計画は、平成３０年度から平成３２年度までの３年間の計画として策定します。なお、この期間中においても、社会変化・法制度の変更などにより、計画の部分的変更、見直し、付加などを必要に応じて行うこととします。

　　障害者支援計画

平成２７年度～平成２９年度

平成３０年度～平成３２年度

（３）第３期障害者支援計画の対象

◎第３期障害者支援計画の対象は原則として、身体障害のある人、知的障害のある人及び発達障害のある人、高次脳機能障害のある人を含む精神障害のある人並びに難病患者等であって１８歳以上の人と障害のある子どもとします。

３　第３期障害者支援計画策定のプロセス

　（１）障害者福祉についての市民意識調査の実施

　　　障害者福祉の現状や市民ニーズを把握するために、平成２９年８月に障

　　　害者手帳を所持している市民５００人を対象に「障害者福祉についての

　　　市民意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施しました。

　（２）障害者関係団体・障害福祉サービス事業所からのヒアリングの実施

　　　第３期障害者支援計画の策定にあたっては、障害のある人の団体や障害

　　　福祉サービスなどを提供している事業所・団体から現状や意見を聴く懇

　　　談会を開催し、その意見を参考にしました。

　（３）鶴ヶ島市障害者支援協議会からの意見

　　　障害のある人やその家族、障害福祉サービス事業者など、障害福祉に関わる関係者をはじめ、公募による市民委員により構成された「鶴ヶ島市障害者支援協議会」から意見をいただきました。

　（４）庁内策定委員会及び関係部局による検討

庁内組織である障害者支援計画策定委員会を設置し、第２期障害者支援計画の実施状況や第３期障害者支援計画の具体的な取組み内容や手法などについて検討を行いました。

　（５）市民コメント制度の実施

第３期障害者支援計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上　を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、第３期障害者支援計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見を考慮して策定しました。

第２章　現状と課題

１　鶴ヶ島市の現状

（１） 障害者手帳所持者数の推移

①障害者手帳所持者

　　　鶴ヶ島市の人口は、障害者自立支援法（現在では「障害者総合支援法」）

　　が施行された平成１８年から平成２９年までの伸びは、１.００３倍であり、

　　ほぼ横ばいの状況にあります。

　障害者手帳所持者数の推移をみると、各障害者手帳所持者は、ともに増加傾向にあります。

　　　平成１８年から平成２９年までの増加の伸びでは、身体障害者手帳所持者

　　数が１.３１倍、療育手帳所持者数が１.６３倍、精神障害者保健福祉手帳所

　　持者数が３.３０倍となり、鶴ヶ島市の人口に占める障害者手帳所持者の割合

　　も増えています。

人口と障害者手帳所持者数の推移

平成18年　平成25年　平成26年　平成27年　平成28年　平成29年

鶴ヶ島市の人口　69,777人 70,198人　 70,142人　70,089人　70,019人　69,987人

身体障害者手帳所持者　1,378人　1,694人　1,736人　1,769人　1,776人 　1,809人

療育手帳所持者　232人　 306人 　319人　348人　357人　379人

精神保健福祉手帳所持者　137人　313人　369人　402人　425人　452人

※各年4月1日現在の手帳所持者数

②身体障害者手帳所持者

　　　身体障害者手帳所持者数を種別に見ると、各年ともに「肢体不自由」が

　　最も多く、最近は「内部障害（心臓機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸

　　器機能障害など）」が増加傾向にあります。

　　また、身体障害者手帳所持者数を等級別に見ると、各年とも「1級」が最も多

　く、重度の障害のある人が多くなっています。

③療育手帳所持者

　　　療育手帳所持者数の推移をみると全体的に増加傾向にあります。

④精神障害者保健福祉手帳所持者

　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「２級」が最も多く、各級ともに、年々増加傾向にあります。

⑤自立支援医療（精神通院医療）の支給認定者

　自立支援医療（精神通院医療）の支給認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

（２） 障害支援区分別の認定者数

　　障害支援区分は、「障害者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応

　じて必要とされる標準的な支援の度合いを、総合的に示すもの」と定義されて

　います。

障害支援区分別の認定者数

非該当　区分１　区分２　区分３　区分４　区分５　区分６　合計

平成27年　0人　6人　32人　29人　24人　27人　55人　173人平成28年0人　5人　35人　29人　28人　28人　67人　192人

平成29年0人　4人　30人　32人　33人　28人　70人　197人

※各年3月31日現在の障害支援区分認定者数

※障害のある人でも、65歳以上の人、40歳以上65歳未満の医療保険加入者

　は、原則として介護保険の被保険者となります。そのため、自立支援給付

　よりも、介護保険法の規定による介護保険サービスが優先されます。介護

　保険サービスが利用可能な障害のある人は、介護保険法に基づく要介護認

　定を受け、障害支援区分の認定は必要ありません。

　※障害福祉サービスの利用でも、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、

就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助）は、障害支援区分の認定は必要ありません。

（３） 障害のある子どもの数

　　①０歳から１８歳までの年齢別手帳所持者数

　　１８歳以下の手帳所持者数は、平成２９年３月３１日現在、身体障害者手

帳が５１人、療育手帳が１３０人、精神障害者保健福祉手帳が１２人となっています。

０歳から１８歳までの年齢別手帳所持者数

年齢　　身体障害者手帳　療育手帳　精神障害者保健福祉手帳

０～３　５人　６人　０人

４～６　７人　１８人　０人７～９　１２人　２２人　０人

10～12　７人　１６人　３人13～15　１２人　３４人　５人

16～18　８人　３４人　４人

合計　５１人　１３０人　１２人

　　②特別支援学級等の学年別在籍児童・生徒数

　市内公立学校に在籍する特別な支援を要する児童・生徒数は、平成２９年５月１日現在、小学校の特別支援学級が６４人、中学校の特別支援学級は２５人となっています。

特別支援学級等の学年別在籍児童・生徒数

学年　小学校

１年　１１人

２年　１０人

３年　１２人

４年　７人

５年　１０人

６年　１４人　合計６４人

学年　中学校

１年　７人

２年　１１人

３年　７人　　合計２５人

　③特別支援学校の学年別在籍児童・生徒数

　近隣の特別支援学校に在籍する本市在住の児童・生徒数は、平成２９年５月１日現在、５９人となっています。

特別支援学校の学年別在籍児童・生徒数

学校名　小学部　中学部　高等部　合計

毛呂山特別支援学校　日高特別支援学校　坂戸ろう学園　塙保己一学園　川越特別支援学校

小学部

１年　４人

２年　５人

３年　１人

４年　４人

５年　２人

６年　１人

中学部

１年　２人

２年　３人

３年　１０人

高等部

１年　９人

２年　１３人

３年　５人

２　２つの計画の実施状況

（１） 第４期障害者プラン

　第４期障害者プランでは、４つの基本目標、１４の計画に１６６の具体的な

　取組みを定めています。

　平成２７年度から平成２９年度（７月末時点）の３年間の取組み状況は、完了５施策、着手１２８施策、一部着手３１施策、未着手２施策という状況です。

（２） 第４期障害福祉計画

　　①　平成２９年度目標値

　第４期障害福祉計画では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成２９年度目標値を設定しました。

　実績は、平成２９年１２月末時点での実績です。

　【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

目標　項目　数値　考え方　実績 平成２５年度末の施設入所者数（Ａ）　３３人　平成２５年度末の施設入所者数平成２９年度末の入所者数（Ｂ）　－人　平成２９年度末の施設入所者数　３６人【目標値】地域生活移行者数　７人　施設入所からグループホームなどに移行した者の数　２１％以上を目標とします　７人(21.2％)【目標値】削減見込（Ａ－Ｂ）　差引削減見込数　目標は設定しません　０人

【入院中の精神障害のある人の地域生活への移行】

目標　項目　数値　考え方　実績

【目標値】入院後３か月時点での退院率　－％　目標は設定しません　63.0％【目標値】入院後１年時点の退院率　76％　退院率７６％を目標とします　68.3％

【目標値】在院期間１年以上の長期在院者数　66人（18.5％）　１８％以上削減を目標とします（県の推計値）　7,760人（61.3％）　※埼玉県　平成27年6月30日調査

【地域生活支援拠点等の整備】

目標　項目　数値　考え方　実績【目標値】

地域生活支援拠点等の整備数　１か所　機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」や、機能を分担して担う「面的整備型」など　０か所

【福祉施設から一般就労への移行】

目標　項目　数値　考え方　実績平成２４年度の年間一般就労移行者数　６人　平成２４年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数　４人【目標値】平成２９年度の年間一般就労移行者数　　８人（３割以上）　平成２９年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数　３割以上増やすことを目標とします　　１１人

平成２５年度末の就労移行支援事業の利用者数　　１４人　平成２５年度末において就労移行支援事業を利用した者の数　　１１人【目標値】平成２９年度末の就労移行支援事業の利用者数　２３人（６割以上）　平成２９年度末において就労移行支援事業を利用する者の数　６割以上増やすことを目標とします　　１９人【目標値】

就労移行率３割以上を達成した事業所の割合　　５０％以上　就労移行率３割以上を達成した就労移行支援事業所の割合　５割以上とすることを目標とします　１作業所33.3％

②　障害福祉サービスの実績

　第４期障害福祉計画では、各年度の利用者数及びサービスの必要見込量を設定しました。

　平成２９年度の実績は、平成２９年１２月末時点のものです。

　【訪問系サービス】

区分

平成２７年度　計画　実績

平成２８年度　計画　実績

平成２９年度　計画　実績居宅介護　重度訪問介護　同行援護　行動援護　重度障害者等包括支援

利用者数　62人　67人　69人　75人　76人　77人

サービス量　1,565時間　1,287時間　1,745時間　1,555時間　1,925時間　1,746時間※「サービス量」＝「月間の利用者数」×「１人１か月あたりの平均利用時間数」

　【訪問系サービスの利用事業所数】

区分　埼玉県内　県外　川越比企障害保健福祉圏域内　その他

坂戸保健所管内　その他鶴ヶ島市内　その他居宅介護　９事業所　４事業所　６事業所　０事業所　０事業所同行援護　２事業所　０事業所　　０事業所　０事業所　０事業所行動援護　２事業所　１事業所　２事業所　１事業所　０事業所

※川越比企障害保健福祉圏域：埼玉県内を10地域に分けた障害保健福祉圏域の１つ。

圏域　保健所　構成市町村

川越比企障害保健福祉圏域

川越市保健所　川越市　東松山保健所　東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村

坂戸保健所　坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町

【日中活動系サービス】

区分

平成２７年度　計画　実績

平成２８年度　計画　実績

平成２９年度　計画　実績生活介護利用者数　65人　63人　70人　77人　75人　80人

サービス量　1,430人日分　1,228人日分　1,540人日分　1,484人日分　1,650人日分　1,584人日分

自立訓練（機能訓練）利用者数　2人　1人　2人　2人　2人　2人サービス量　44人日分　17人日分　44人日分　22人日分　44人日分　18人日分

自立訓練（生活訓練）利用者数　3人　3人　3人　4人　3人　3人

サービス量66人日分　56人日分　66人日分　71人日分　66人日分　56人日分

就労移行支援利用者数

20人　16人　22人　19人　24人　19人

サービス量440人日分　254人日分　484人日分　324人日分　528人日分　355人日分

就労継続支援Ａ型　利用者数　11人　19人　12人　22人　13人　24人

サービス量　242人日分　374人日分　264人日分　412人日分　286人日分　452人日分

就労継続支援Ｂ型　利用者数　72人　75人　75人　87人　78人　91人

サービス量1,584人日分　1,235人日分　1,650人日分　1,452人日分　1,716人日分　1,599人日分

療養介護　利用者数　3人　2人　3人　2人　3人　2人

短期入所福祉型　利用者数　12人　15人　14人　19人　16人　18人サービス量　108人日分　140人日分　126人日分　160人日分　144人日分　107人日分

短期入所医療型　利用者数　12人　5人　13人　6人　14人　3人

サービス量48人日分　23人日分　52人日分　22人日分　56人日分　12人日分

※「サービス量」＝「月間の利用者数」×「１人１か月あたりの平均利用日数」

【日中活動系サービスの利用事業所数】

区分鶴ヶ島市内

坂戸保健所管内その他

川越比企障害保健福祉圏域内その他

埼玉県内その他県外生活介護１事業所　９事業所　８事業所　15事業所　４事業所

自立訓練０事業所　１事業所　０事業所　３事業所　１事業所

就労移行支援２事業所　１事業所　６事業所　４事業所　３事業所

就労継続支援８事業所　３事業所　８事業所　５事業所　０事業所

療養介護　０事業所　１事業所　０事業所　１事業所　０事業所

短期入所０事業所　５事業所　６事業所　３事業所　０事業所

【居住系サービス】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績平成２９年度計画　平成２９年度実績共同生活援助　利用者数　25人　23人　30人　26人　35人　26人

施設入所支援利用者数　38人　35人　38人　36人　38人　36人

※「利用者数」は各年度１か月当たりの平均数値

　【居住系サービスの利用事業所数】

区分鶴ヶ島市内

坂戸保健所管内その他

川越比企障害保健福祉圏域内その他

その他

埼玉県内その他県外

共同生活援助３事業所　１事業所　３事業所　６事業所　０事業所

施設入所支援０事業所　７事業所　６事業所　９事業所　３事業所

【相談支援】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績平成２９年度計画　平成２９年度実績計画相談支援利用者数　58人　35人　63人　60人　68人　64人

地域移行支援　利用者数　2人　0人　2人　0人　2人　0人

地域定着支援　利用者数　2人　0人　2人　0人　2人　0人

※「利用者数」は各年度１か月当たりの平均数値

【障害児通所支援】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績　児童発達支援利用者数

15人　12人　18人　14人　21人　13人

サービス量　90人日分　75人日分　108人日分　119人日分　126人日分　112人日分

放課後等デイサービス　利用者数　30人　40人　35人　69人　40人　83人サービス量　360人日分　493人日分　420人日分　823人日分　480人日分　1,069人日分

保育所等訪問支援利用者数1人　0人　1人　0人　1人　0人

サービス量　5人日分　0人日分　5人日分　0人日分　5人日分　0人日分

医療型児童発達支援　利用者数　1人　0人　1人　0人　1人　0人

サービス量　6人日分　0人日分　6人日分　0人日分　6人日分　0人日分

【障害児相談支援】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

障害児相談支援利用者数　12人　10人　14人　21人　16人　24人

　※「利用者数」は各年度１か月当たりの平均数値

③地域生活支援事業

【理解促進研修・啓発事業】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

理解促進研修・啓発事業　実施　実施　実施　実施　実施　実施

【自発的活動支援事業】

区分

平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

自発的活動支援事業　実施　実施　実施　実施　実施　実施

【相談支援事業】

区分

平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

障害者相談支援事業　1か所　1か所　1か所　1か所　1か所　3か所

障害者基幹相談支援センター\*1の設置有　有　有　有　有　有

障害者基幹相談支援センター等機能強化事業有　有　有　有　有　有

住宅入居等支援事業　無　無　無　無　有　無

＊1)障害者基幹相談支援センター：相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関

【成年後見制度利用支援事業】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績 利用者数　2人　0人　2人　3人　2人　5人

※人数は年間の利用実人数

【成年後見制度法人後見支援事業】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

成年後見制度　法人後見支援事業実施　実施　実施　実施　実施　実施

【意思疎通支援事業】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

手話通訳者・要約筆記者派遣事業645件　712件　665件　824件　685件　550件

手話通訳者設置事業　1か所　1か所　1か所　1か所　1か所　1か所

※件数は年間総件数

　【日常生活用具給付等事業】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

日常生活用具給付等事業　1,469件　1,530件　1,531件　1,570件　1,593件　1,579件介護・訓練支援用具　5件　3件　5件　4件　5件　1件

自立生活支援用具　8件　5件　8件　5件　8件　6件

在宅療養等支援用具　15件　14件　15件　7件　15件　4件情報・意思疎通支援用具　24件　14件　24件　17件　24件　11件

排泄管理支援用具1,415件　1,494件　1,477件　1,535件　1,539件　1,555件

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）　2件　0件　2件　0件　2件　2件

※件数は年間総件数

【手話奉仕員養成研修事業の見込量】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

手話奉仕員養成研修事業６人　１人　８人　９人　１０人　８人

※養成講習修了者数

【移動支援事業】

区分

平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

基本支援　個別支援グループ支援

55人　62人　58人　65人　61人　68人

440時間／月　322時間／月　464時間／月　329時間／月　488時間／月　360時間／月

車両移送

移送支援サービス事業

15人　11人　16人　8人　17人　8人

市内公共交通運行事業　1,500人　1,683人　1,550人　1,869人　1,600人　1,988人

※人数は年間の利用実人数

市内交通機関運行事業の平成29年度は平成29年12月31日現在

【地域活動支援センター】

区分　平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績

地域活動支援センター

市内　1か所　1か所　1か所　0か所　1か所　0か所　15人　15人　16人　0人　17人　0人市外

4か所　3か所　4か所　2か所　4か所　2か所　16人　13人　6人　11人　16人　10人

※人数は年間の利用実人数

【その他の事業】

区分平成２７年度計画　平成２７年度実績平成２８年度計画　平成２８年度実績　平成２９年度計画　平成２９年度実績訪問入浴サービス事業　1事業　1事業　1事業　1事業　1事業　1事業4人　3人　4人　2人　4人　2人

日中一時支援事業　5か所　5か所　5か所　5か所　5か所　5か所　50人　43人　53人　41人　56人　37人

巡回支援専門員整備事業　3か所　3か所　3か所　3か所　3か所　3か所

6回　6回　6回　6回　6回　6回

点字・声の広報等発行事業　5種類　5種類　5種類　5種類　5種類　5種類44回発行　47回発行　44回発行　0回発行　44回発行　40回発行

奉仕員養成研修事業　1講座　1講座　1講座　1講座講座　1講座　15人　18人　15人　14人　15人　14人

自動車運転免許取得事業　1件　0件　1件　0件　1件　1件

自動車改造助成事業　1件　2件　1件　1件　1件　0件

※人数は年間の利用実人数、件数は年間総件数

３　今後の課題

（１） 高齢の障害のある人への支援について

　　鶴ヶ島市は、急速に高齢化が進み、加齢に伴う障害の発生が考えられるなど、

　高齢社会を反映しています。

　　身体障害者手帳の所持者の高齢化の進行は、一層顕著となっています。

　これまで障害福祉サービスを利用していた障害のある人が６５歳となり、介護保険サービスへ移行する人が徐々に増えています。障害と介護の双方の制度に段差をつくらず円滑に移行できる工夫が求められています。

　また、４０歳以上で、初老期の認知症や一部の難病等の特定疾病の人は、介護保険の対象となります（脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害も含む）。

　こうした第２号被保険者に対し、介護保険と障害福祉の双方のサービスが実態に応じて適確に提供できるようなケアマネジメント＊2が求められます。

　５０歳以上の場合、障害の原因となる疾患は、がん、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病に関連しています。

　市民一人ひとりが自らの健康づくりについて主体的に取り組む必要があります。

　また、障害のある人の高齢化に対して、障害のある人のライフスタイルに合った様々な福祉サービスの充実が課題です。

（２） 精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）の支援について

　精神障害者保健福祉手帳の所持者が増えています。現代のストレス社会で精神的健康を損なう人が多いことが推察されます。また、発達障害の診断で手帳を取得する人も加えると、その数は知的障害のある人が持つ療育手帳よりも多くなっています。

　障害種別に関わらず、その人のニーズに応じた福祉サービスが一元的に提供される必要があります。

（３） 在宅の障害のある子どもの支援について

　障害児通所支援の支給決定は、児童福祉法に基づき市が行い、それに伴う利用計画の作成を相談支援事業所が進めています。

　「鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」をふまえ、障害のある子どもの成長・発育に応じた保健・医療・福祉・保育・教育の分野が切れ目無く連携する体制づくりを進めていきます。

（４） 障害のある人の就労支援について

　障害のある人の多くが「仕事がしたい」と思いながら、仕事に就いている人は一部にとどまります。このミスマッチを解消し、一般就労する人を増やすため、市では、障害者就労支援事業に取り組んでいます。

　平成２９年１２月末現在、登録者は９５人で６９人が就労中です。

　障害者雇用率の拡充だけではなく、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク＊3）と出会い、働き続けられる環境整備に努めます。

＊2)ケアマネジメント：利用者の必要とするケアを調整するための援助で、対象者と適切な社会資源とを結びつける手続きの総称

＊3)ディーセントワーク：経済のグローバル化で市場原則が蔓延し、不安定就業による貧富の格差が拡大していることに対し、ILO（国際労働機関）が課題とした用語で、「適正労働」と邦訳されている。

（５）障害のある人の相談支援体制について

市内の相談支援事業所が、障害のある人や家族、関係者にとって、身

近で頼りになる相談窓口となるよう、障害者基幹相談支援センターを中心にした相談支援体制を整えます。

　障害福祉サービスを使う全ての人に対し、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することで、個別の状況に応じ真に必要な福祉サービスが提供されなければなりません。

　それには相談支援事業所の充実・強化を図り、地域でのケアマネジメント体制を進める必要があります。

（６）障害のある人の権利擁護について

　平成２８年４月に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする差別や偏見などをなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく共に暮らせる社会をつくることを目指しています。

　障害に対する正しい理解や障害のある人への合理的配慮について普及啓発を図るとともに、障害のある人や家族からの相談に的確に対応できる体制を整備します。

成年後見制度については、まだ十分な周知が図れていない状況です。

市長による成年後見申立制度などの周知・普及に努めるとともに、鶴ヶ島市社会福祉協議会の行う法人後見支援事業を助成します。

　今後、親が亡くなった後の障害のある人や独居の高齢者の増加などにより、成年後見制度の必要性はますます高まり、弁護士等の専門家だけでは対応できなくなると考えられています。そのため、市民後見人の育成等を図っています。

（７）障害のある人の防犯・防災対策について

　平成２８年７月、神奈川県内の障害者施設で多くの入所者が被害に遭う悲惨な事件が起きたことなどから、障害者施設等に対し防犯・危機管理対策の強化が求められています。

　地域に開かれた施設である一方で、利用者の安全を確保しなければなりません。

市内障害者施設の防犯に係わる安全確保のため、警察や自治会など関係機関との連携を図ります。

　また、東日本大震災や熊本地震など近年、日本各地で多くの自然災害に見舞われたことから、安心安全に関する市民の関心は高まっています。

市は災害対策基本法に基づき、災害が発生した際に自力での避難が難しい高齢

者や障害のある人などの避難行動要支援者名簿を作成しています。避難行動要支援者が平常時から避難支援等関係者（消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織）に支援を受けるためには、名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得る必要があります。

併せて福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、要配慮

者を支援する個別計画を検討することが課題となっています。

第３章　基本の理念

１　基本理念

　この計画は、障害者基本法の基本原則を踏まえるとともに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念や第５次鶴ヶ島市総合計画の基本構想のもとに障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちとするため、次の基本理念を掲げます。

基本理念

ともに生きるやさしさのあるまちをめざして

　○障害のある人が地域社会の中で普通に生活が送れる条件や環境を整え、地域

　　社会の一員として、自らの選択によって自分らしく地域の中で生き生きと暮

　　らすことのできるまちづくりが大切です。

　○障害のある人が生き生きと暮らすことのできるまちは、すべての市民が安心

　　して暮らせるやさしさのあるまちです。

　　障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会を人と人とが支え

　　あう地域社会、安心を築くまちづくりを進めていきます。

２　基本目標

　基本理念の実現のため、次の４つの基本目標に取り組みます。

Ⅰ　理解と交流を深め権利を擁護するⅡ　地域生活を支援するⅢ　社会的な自立を促進するⅣ　安心・安全なくらしを確保する

　Ⅰ.理解と交流を深め権利を擁護する

　障害のある人が分け隔てられることなく一人の生活者として尊重され、自らの意思で選択・決定しながら自分らしい生活を送ることのできるまちづくりを目指します。また、障害のある人が差別されたり権利を侵害されたりすることのないよう、一層の啓発活動や施策の推進を図ります。

　Ⅱ.地域生活を支援する

　障害のある人が主体的にサービスを選択できる障害福祉サービスや地域生活支援体制の充実を目指します。 また、施設入所や精神科病院入院について、障害のある人の意思を尊重しながら地域で暮らすことが可能になる施策の推進を図ります。

　Ⅲ.社会的な自立を促進する

　障害の有無にかかわらず、子どものころから分け隔てられず、ともに育ち、学び、その能力を伸ばし、自立できる力を高めるため、保育や教育環境、学習活動等の充実を目指します。また、障害のある人が能力を発揮できるように、一般就労を目指す訓練や雇用の確保、就労支援の充実を推進します。

　Ⅳ.安心・安全なくらしを確保する

　　建物、交通、情報、制度、意識など社会のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉体制の整備・充実に努めるとともに、交通安全・防災対策の充実に努めます。

３　計画の体系

Ⅰ　理解と交流を深め権利を擁護する

理解と交流を促進する

広報・啓発活動の推進 福祉教育の充実 多様な交流の促進 ボランティア・市民活動の推進

権利を擁護する

権利擁護の推進 権利行使の支援 参加・参画の推進

障害者団体を支援する

障害者団体の支援

Ⅱ　地域生活を支援する

地域生活の支援体制を構築する

相談支援体制の充実障害福祉サービス提供基盤の充実地域生活への移行の促進

障害福祉サービスの利用を促進する

自立支援給付の充実自立支援医療の充実 補装具の充実地域生活支援事業の充実

障害のある子どもの地域生活を支援する

障害のある子どもの地域生活の充実

在宅生活を支援する

在宅生活支援の充実 経済的支援の充実

Ⅲ　社会的な自立を促進する

障害のある子どもの保育・教育を推進する

療育体制の充実幼児教育・保育の充実　障害児教育の充実

健康増進を推進する

健康増進の充実　公費負担医療制度の充実

就労を促進する

雇用の確保・充実就労の支援

情報バリアフリー化を推進する

情報保障の推進 コミュニケーション支援の推進

文化・学習・スポーツ活動を支援する

文化・学習・スポーツ活動への支援

Ⅳ　安心・安全なくらしを確保する

人にやさしい福祉のまちづくりを推進する

まちづくりの総合的推進公共的な建築物のバリアフリー化の推進住宅の確保と住環境の整備道路環境の整備公共交通機関の整備

安全な暮らしを確保する

防災対策の充実防犯対策の充実交通安全の充実消費生活トラブルに関する相談の充実

第４章　計画の内容

計画内容の見方

●具体的な取組み

基本目標を達成するための方針に基づいて実施する施策ごとに、行政が取り組む内容（事業）を示しま

す。

●担当課

具体的な取組みを中心となって推進していく課を示します。

●区分

新規・・・前計画に掲載されていない内容（事業）で新たに実施する内容（事業）

継続・・・前計画に掲載されている内容（事業）で、今後も引き続き実施する内容（事業）

Ⅰ　理解と交流を深め権利を擁護する

１　理解と交流を促進する

　家庭、学校、地域、職場等で行う福祉教育やボランティア活動を通じて、障害についての理解・啓発を進めます。

　また、障害のある人自身が積極的に社会参加し、市民の理解を促すようにしていくことも大切です。地域のいろいろな場面で、ともに参加し、活動する条件の整備や支援に努めます。

（１）広報・啓発活動の推進

具体的な取組み　担当課　区分

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという理念を普及させるため、多様な広報媒体を活用し、啓発を推進します。 障害者福祉課 継続

ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～9日）を中心に広報・啓発活動を推進します。 障害者福祉課 継続

市民が様々な場を通じて人権尊重の理念について理解を深められるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などにより、人権教育・人権啓発を積極的に推進します。 総務人権推進課

生涯学習スポーツ課　継続

（２）福祉教育の充実

具体的な取組み　担当課　区分

子どもの発達段階に応じて、福祉に関する理解を深める教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて、障害や障害のある人について理解を深め、すべての人が同じ人間として社会の中でともに支え合って生きることができるよう福祉教育の充実を図ります。教育センター 継続

社会福祉協議会が指定する福祉教育・体験学習推進校を中心にした市内の小・中学校での福祉教育が充実するように、障害のある人との交流や体験学習などの取組みを支援します。教育センター

継続

地域・家庭における福祉教育を促進するため、社会福祉協議会が開催する福祉教育・ボランティア研修、福祉体験講座などを支援します。 福祉政策課 継続

市職員に対して、手話講習会などの研修を通じてノーマライゼーションの理念など障害のある人への理解促進を継続して実施します。 人事課 継続

（３）多様な交流の促進

具体的な取組み　担当課　区分

障害のある人が働く福祉喫茶コーナーの運営を支援し、障害のある人の社会経済活動について市民の理解と関心を深めます。市民センター　障害者福祉課 継続

児童館で実施している「きらきらキッズ」を通じ、障害のある子どもやその家族と市民が触れ合い、理解や関心を深めます。 児童館継続

障害の有無、世代・性別を超え多様で幅広い年齢層が集い、触れ合う行事やイベント等の機会提供を身近な地域で進めます。 関係課 継続

市民やボランティア、市民活動団体、ＮＰＯ法人、行政（小・中学校含む）など、幅広い人の「協働」によって地域福祉の推進に努めます。 福祉政策課　地域活動推進課 継続

（４）ボランティア・市民活動の推進

具体的な取組み　担当課　区分

社会福祉協議会の活動の支援を図り、ボランティアや市民などによる多様な地域福祉活動を促進します。 福祉政策課 継続

障害のある人や家族の会、ボランティアや支援団体が地域福祉の担い手となるよう支援します。 障害者福祉課継続

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示・意思疎通を図れるようコミュニケーションを支援したり、ＩＣＴの利活用を支援するボランティアを養成・育成します。 障害者福祉課 継続

市民活動の拠点としての市民活動推進センターの充実を図り、市民活動に関する情報提供、相談などの支援を行います。市民活動推進センター継続

２　権利を擁護する

　障害のある人の中には、実際に生活する上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があります。人権や財産などの侵害がないよう、障害のある人の権利擁護を推進し、権利行使の支援に努めます。

　また、まちづくりや障害福祉サービスの充実のためには、障害のある人の意見や要望を反映させることが大切です。そのために、障害者支援協議会等に障害のある人やその家族の参加・参画を推進します。

（１）権利擁護の推進

具体的な取組み　担当課　区分

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動を行います。 障害者福祉課 継続

障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害者福祉課、障害者基幹相談支援センター、権利擁護支援センター＊4に設置し、相談者に迅速な対応を行います。 障害者福祉課継続

人権に関する相談窓口を整備し、効果的な相談体制の充実に努めます。また、関係団体や関係機関と連携し、的確に救済や支援を行えるよう、支援体制の充実に努めます。 総務人権推進課 継続

障害者虐待防止センター＊5（市直営）と、障害者基幹相談支援センター、権利擁護支援センターとが緊密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努め、障害のある人の権利擁護を進めます。 障害者福祉課 継続

権利擁護支援センターとの連携・協働を図り、成年後見制度の活用や権利擁護・権利行使の支援を進めます。 障害者福祉課 継続

福祉サービスに対する苦情解決制度の周知に努め、利用者が対等な立場で適切なサービスが利用でき、事業者がサービスの質の向上を図るよう支援します。障害者福祉課 継続

詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害の防止を支援します。産業振興課継続

＊4)権利擁護支援センター：市社会福祉協議会に設置。障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行う。

＊5)障害者虐待防止センター：市障害者福祉課内に設置。障害者の権利擁護のため、虐待の防止、非虐待者の保護や自立支援、養護者への支援が目的。通報や届出の受理、調査や助言・指導を行う。

（２）権利行使の支援

具体的な取組み　担当課　区分

成年後見制度の周知や利用促進のため、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。 障害者福祉課継続

成年後見制度の利用の促進に関する法律＊6に基づく市町村計画の策定について検討します。福祉政策課　高齢者福祉課　障害者福祉課新規

障害のある人の投票環境の向上に努めます。 選挙管理委員会継続

（３）参加・参画の推進

具体的な取組み　担当課　区分

市の附属機関などに障害のある人の参加を推進します。関係課 継続

障害者支援協議会と各種専門部会等には、障害のある人や家族、支援者に参加していただき、当事者主体の障害特性を反映した障害福祉施策を進めます。 障害者福祉課継続

障害者支援協議会と各種専門部会、障害者支援ネットワーク協議会＊7等で、障害福祉の団体・法人・事業所・行政との連携を強化し、協働体制を進めます。 障害者福祉課継続

＊6）成年後見制度の利用の促進に関する法律：認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であること、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律

＊7)障害者支援ネットワーク協議会：障害者団体、障害者を支援する団体ボランティア団体、福祉施設などが連携を図り障害のある人もない人も誰もが、地域で安心して暮らしていける社会を目指していく協議会

３　障害者団体を支援する

　障害のある人同士が互いの立場や考えを分かり合い、支え合うことは、障害のある人を力づけ、権利行使や状況改善を促します。このセルフヘルプ活動＊8でもある障害者団体からの意見や要望は、障害福祉施策に反映されてきました。

　一方で、障害種別ごとに組織化された複数の団体は、障害者支援ネットワーク協議会のもとで、一つにまとまり、多様な活動を通じ相互に協力関係を築いています。

＊8)セルプヘルプ活動：同じ課題を持つ人々が、自らの課題解決のため、専門職から独立して本人主導で形成されたグループ活動。

（１）障害者団体の支援

具体的な取組み　担当課　区分

障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。　障害者福祉課　継続

障害者支援ネットワーク協議会での、障害者団体相互の連絡調整・親睦交流・研修啓発等の活動を支援します。障害者福祉課　継続

障害者団体の市民センター等公共施設の使用料を免除し、活動を支援します。　図書館　女性センター　市民センター　関係課　継続

Ⅱ　地域生活を支援する

１　地域生活の支援体制を構築する

　障害のある人が、地域で自立した生活を送るには、身近な場所で相談し、情報提供や助言を受ける相談支援体制が必要です。

　本市では平成２７年度より、障害者基幹相談支援センターを庁舎内に設置し、相談支援事業を実施してきました。

（１）相談支援体制の充実

具体的な取組み　担当課　区分

相談支援事業者＊9と障害者福祉課のケースワーカー＊10とが、連携・協働しつつ、機能・役割分担を明確にし、相談体制の充実を図ります。　障害者福祉課　継続

総合行政システムにより、各種福祉サービスの利用手続の効率化・簡素化を進めます。ケアマネジメントの充実のため、相談支援事業所と障害者基幹相談支援センター、行政との連携を緊密にします。　障害者福祉課　継続

相談支援事業の更なる機能強化を図るため、障害者基幹相談支援センターを市役所内に設置します。　障害者福祉課　継続

障害者基幹相談支援センターが中心となり、市内の相談支援事業所を支援することで、地域の相談体制の充実を図ります。　障害者福祉課　継続

身体障害者相談員や知的障害者相談員＊11の活動を支援します。障害者福祉課　継続

障害者基幹相談支援センターに、実績・資格のある相談支援専門員等の人材を複数配置することで、総合的・専門的な相談に応じられる体制を整えます。　障害者福祉課　継続

精神障害のある人を対象としたこころの健康相談＊12の充実と利用の促進を図ります。

障害者福祉課継続

障害者支援協議会、各種専門部会、事務局体制を整備し、地域のシステムづくりやネットワークの構築、相談支援事業の強化等、地域の障害福祉の推進体制をつくります。　障害者福祉課　継続

障害者福祉施策などを紹介する「障害者の手引き」の内容を充実するとともに、各種サービスの案内、利用促進を図ります。障害者福祉課継続

市内３か所に身近な相談窓口として「障害者地域相談支援センター」を設置し、障害のある人やその家族等の利用を促進します。　障害者福祉課新規

高次脳機能障害のある人及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、埼玉県総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターの職員派遣を活用し、相談支援体制の充実を図ります。　障害者福祉課　新規

＊9)相談支援事業者：特定相談（サービス等利用計画を作成）や一般相談（地域相談支援）を行う事業所で自治体が指定するもの

＊10)ケースワーカー：本計画では障害のある人の相談業務を担当する職員。

＊11)身体障害者相談員・知的障害者相談員：身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づき、市町村から相談援助を委託された者

＊12)こころの健康相談：精神科医による相談

（２）障害福祉サービス提供基盤の充実

具体的な取組み　　担当課　区分

社会福祉法人等障害福祉サービス提供事業者の参入を呼びかけ、地域におけるサービスの基盤整備を推進します。　障害者福祉課　継続

障害福祉サービス提供事業者への情報提供及び支援を推進します。

障害者福祉課

継続

（３）地域生活への移行の促進

具体的な取組み　担当課　区分

障害のある人の自立を支援し、障害者支援施設から在宅やグループホームなど地域生活への移行を支援します。　障害者福祉課　継続

障害のある人の自立を支援し、精神科病院から退院が可能な人が、在宅やグループホームなど地域生活への移行を支援します。　障害者福祉課　継続

障害のある人が地域で自立した生活を送るため、福祉施設から一般就労への移行を支援します。　障害者福祉課継続

地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を図ります。　障害者福祉課　継続

精神障害にも対応した地域包括支援体制を構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。福祉政策課　高齢者福祉課　障害者福祉課　こども支援課　保健センター　新規

障害者支援施設やグループホーム等から賃貸住宅等への一人暮らしを希望する障害のある人について、定期的な巡回や訪問、電話、メール等による随時の対応を行い、安心して地域で生活できるよう支援します（自立生活援助）。　障害者福祉課　新規

市内の空き家や空き部屋を、グループホームや交流スペース等の福祉目的に利活用できる仕組みづくりを進めます。　都市計画課　障害者福祉課　新規

賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を指定相談支援事業者に委託して行います。　障害者福祉課　新規

２　障害福祉サービスの利用を促進する

　障害のある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の充実に努めます。

（１）自立支援給付の充実

具体的な取組み　担当課　区分

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。　障害者福祉課　継続

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所の日中活動系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。　障害者福祉課　継続

共同生活援助(グループホーム)が、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるようその確保に努めます。障害者福祉課　継続

障害のある人の地域移行を促進するため、共同生活援助(グループホーム)の家賃の一部を助成します。障害者福祉課継続

施設入所支援に頼らずに、地域生活支援拠点の整備を進めながら、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。　障害者福祉課　継続

自立支援給付の支給決定時のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等の計画相談を支援します。障害者福祉課　継続

障害のある人が地域での生活に移行するため住居の確保や新生活の準備等（地域移行支援）を支援します。障害者福祉課継続

居宅で一人暮らししている人の、24時間の相談等サポート体制（自立生活援助・地域定着支援）を支援します。障害者福祉課　継続

鶴ヶ島市立生活介護施設（きいちご）を運営し、在宅の常時支援を要する障害のある人の日常生活の充実及び社会参加の促進を図ります。　障害者福祉課新規

障害のある人が65歳（特定疾病の場合は40歳）となり、介護保険サービスを円滑に利用できるよう、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの緊密な連携体制をつくります。　障害者福祉課　高齢者福祉課　新規

（２）自立支援医療の充実

具体的な取組み　担当課　区分

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実を図ります。障害者福祉課　継続

（３）補装具の充実

具体的な取組み　　担当課　区分

補装具の周知、相談の充実を図ります。障害者福祉課　継続

（４）地域生活支援事業の充実

具体的な取組み　担当課　区分

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等の意思疎通支援事業の充実と利用の促進を図ります。　障害者福祉課継続

日常生活用具給付の周知、相談を充実し、適正な利用を図ります。障害者福祉課継続

個別又はグループでの外出、移送用車両による外出など移動支援事業の充実を図ります。　障害者福祉課　継続

成年後見制度の周知や利用促進のため、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。（再掲）　障害者福祉課継続

居宅における訪問入浴サービスの充実を図ります。障害者福祉課継続

障害のある人などの日中における活動の場を提供する日中一時支援事業の充実を図ります。　障害者福祉課継続

自動車運転免許取得費や自動車改造費の一部を補助します。障害者福祉課

継続

手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。　障害者福祉課継続

障害のある人の社会参加を促進する事業の充実を図ります。　障害者福祉課継続

障害のある人に対する理解を深めるための研修、啓発事業の充実を図ります。障害者福祉課継続

障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。（再掲）　障害者福祉課継続

知的障害、精神障害のある人の後見業務を担う市民後見人の人材育成や、社会福祉協議会による法人後見の業務を推進し、地域での権利擁護体制の充実を図ります。　障害者福祉課継続

発達障害等に関する知識を有する専門員を、保育所に巡回し、障害の早期発見対応のための助言等の支援を図ります。（巡回支援専門員整備事業）こども支援課　継続

３　障害のある子どもの地域生活を支援する

　障害のある子どもの在宅サービスと通所サービスは市町村が実施主体です。障害のある子どもの地域生活の支援、サービスの充実に努めます。

（１）障害のある子どもの地域生活の充実

具体的な取組み　担当課　区分

障害児相談支援事業の担い手の確保に努め、必要なサービスを受けられるよう支援します。　障害者福祉課　継続

児童発達支援・医療型児童発達支援事業の確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。　 障害者福祉課　継続

放課後等デイサービスの市内事業間の連携と協働により、障害の種別程度にかかわらず、身近な場で療育や訓練の機会が提供できるよう支援します。障害者福祉課　継続

保育所等訪問支援事業により、障害の有無にかかわらず保育所や幼稚園、学校などの集団の中で成長発達できるよう支援します。　障害者福祉課継続

障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を持ち、地域における中核的な支援施設となる、児童発達支援センターを設置します。　障害者福祉課　こども支援課　保健センター　新規

主に重症心身障害児＊13を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。障害者福祉課新規

医療的ケア児＊14が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。　障害者福祉課　こども支援課　保健センター　教育センター　新規

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実と利用の促進を図ります。（再掲）障害者福祉課　継続

＊13）重症心身障害児：重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。

＊14）医療的ケア児：人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。

４　在宅生活を支援する

　障害福祉サービス以外のサービスや経済的な支援の周知、利用を促進します。

（１）在宅生活支援の充実

具体的な取組み　担当課　区分

超重症心身障害児等\*15を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、事業を実施する事業者にレスパイトケア事業補助金を交付します。　障害者福祉課　新規

グループホームなどへの入居を希望する障害のある人を対象とした体験利用を支援します。　障害者福祉課　継続

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の利用希望について関係機関と連携して、利用を支援します。　障害者福祉課継続

精神障害のある人の自立と社会参加を目指す社会復帰支援事業（ソーシャルクラブ）の充実と利用の促進を図ります。　障害者福祉課継続

（２）経済的支援の充実

具体的な取組み　担当課　区分

障害福祉サービス、地域生活支援事業等の利用者負担軽減制度の周知に努め、利用を促進します。　障害者福祉課　継続

各種年金・手当・助成制度などの周知に努め、利用の促進を図ります。障害者福祉課　保険年金課継続

重度心身障害者医療費助成制度＊16の周知に努め、利用の促進を図ります。　障害者福祉課　継続

福祉タクシー利用料金や自動車燃料購入費の一部を助成します。障害者福祉課継続つるバス・つるワゴンの利用にあたり、障害のある人の運賃を無料とする特別乗車証の周知に努め、利用の促進を図ります。　障害者福祉課継続

公共交通機関などの割引制度の周知に努め、利用の促進を図ります。障害者福祉課継続

居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の周知に努め、利用の促進を図ります。障害者福祉課 継続

税の控除・減免の制度についての周知に努めます。　税務課継続

＊15)超重症心身障害児等：在宅で、人工呼吸器、経管栄養等の複数の医療的ケアを要する超重度の障害児者

＊16)重度心身障害者医療費助成制度：重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度（障害者手帳交付時の年齢により制限あり）

Ⅲ　社会的な自立を促進する

１　障害のある子どもの保育・教育を推進する

　障害のある子どもの支援については、子ども・子育て支援事業計画（平成２７年度～平成３１年度）にも位置づけられ実施しています。

　特別支援教育では、これまでの対象児童・生徒に加え、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）のある児童・生徒に対しても適切な指導、必要な支援を行っています。

（１）療育体制の充実

具体的な取組み　担当課　区分

乳幼児健康診査により、心身機能の障害や疾病などの早期発見に努めるとともに、適切な保健指導・健康相談などを充実して子育てを支援します。保健センター　継続

個々の子どもの状態に合わせた相談・指導の充実を図るとともに、保健センター、幼稚園、保育所などと連携しつつ、発育支援センターの専門的な療育機能の充実を図ります。　こども支援課継続

発達障害に関わる情報提供や相談・支援を総合的に統括する発達支援マネージャーの育成を推進します。障害者福祉課　こども支援課継続

保育所等において発達障害のある子どもや、発達が気になる子どもを支援する発達支援サポーターの育成を推進します。　障害者福祉課　こども支援課継続

埼玉県の発行する「サポート手帳」を活用し、発達障害のある子どもなどが成人期に至るまでの一貫した支援を推進します。　障害者福祉課　保健センター　継続

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。（再掲）障害者福祉課　こども支援課　保健センター　教育センター　新規

障害のある子どもの保護者を対象としたペアレントメンター＊17の活動を支援することで、家族機能を強化し、地域の療育体制の充実を図ります。　こども支援課　保健センター　障害者福祉課　継続

＊17)ペアレントメンター：障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のこと。

（２）幼児教育・保育の充実

具体的な取組み　担当課　区分

保育所への障害のある子どもの入所について、受け入れ体制を充実します。こども支援課継続

障害のある子どもの幼稚園への受け入れを促進します。こども支援課継続小学校低学年の子どもの放課後対策として、学童保育室への障害のある子どもの受け入れを促進します。　こども支援課　継続

児童館での障害児交流事業の充実を図ります。児童館　継続

（３）障害児教育の充実

具体的な取組み　担当課　区分

専門家や医師などの参加による教育相談・就学支援の充実を図るとともに、就学後も子どもが安心して教育を受けられるよう、継続的な教育相談を推進します。　教育センター　継続

障害のある子どもへのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる関係教職員の資質の向上を図ります。　教育センター　継続

国の学校施設整備指針や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいて、小・中学校の教室、体育館、プールなどの入り口、通路などの段差の解消など、障壁のない（バリアフリー）施設づくりを推進するとともに、小・中学校に在籍する障害のある子どもに対応するための施設・設備の改修を図ります。教育総務課継続

小・中学校に通う障害のある子どもが充実した学校生活を送れるように、学級運営補助員派遣の充実を図ります。　教育センター継続

障害のある子どもが個々の障害に応じた教育を身近で確保できるよう、特別支援学校との連携を図りながら、特別支援学級の充実を図ります。　教育センター継続

小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子どもに対して、その障害に応じて、特別の場で行われる指導（通級による指導）が受けられる体制を整備します。　教育センター継続

教育に直接関わる教職員の専門知識と技能の向上を図るため、専門研修を推進するとともに、一般教職員に対する特別の支援を必要とする子どもへの教育に関する研修を推進します。　教育センター継続

すべての子どもの経験を広め、豊かな人間形成や社会性の育成ができるように、特別支援学級や特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと、障害のない子どもとが活動をともにする機会となる学校相互や学級相互の交流教育や地域社会との交流活動を積極的に推進します。　教育センター継続

教育の機会均等や特別支援学級への特別支援教育児童（生徒）就学奨励事業により、その就学に係る児童（生徒）の保護者への経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。学校教育課継続

２　健康増進を推進する

　本市では、交流と地域の力を活かした健康づくりを基本理念にした「鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」に基づき、健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指し、市民が一体となって進める健康づくりに努めています。

　障害の原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療を進め、市民一人ひとりが自らの健康づくりに主体的に取り組み、健康的な生活習慣を確立するために、市民の健康増進を総合的に推進していきます。

（１）健康増進の充実

具体的な取組み　担当課　区分

健康的な生活習慣の確立を目指し、鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画に基づき、健康づくり・食育の推進に努めます。健康増進課継続

生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、内臓脂肪型肥満に着目した保健指導や健康教育・健康相談・がん検診などを実施します。保健センター　継続

妊娠中における母と子の健康の確保のため、妊婦健康診査を充実します。保健センター継続

在宅で通院が困難な人を対象に坂戸鶴ヶ島歯科医師会の協力を得て、歯科健康診査及び在宅訪問歯科診療を進めます。保健センター　継続

予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために定期予防接種の接種率を向上させ、感染症の予防と啓発に努めます。保健センター継続

新たな感染症の発生に迅速に対応するとともに、適切な情報提供を行い、感染症のまん延防止に努め、公衆衛生の向上と健康増進に寄与します。保健センター　継続

精神障害のある人を対象としたこころの健康相談の充実と利用の促進を図ります。(再掲)障害者福祉課継続

（２）公費負担医療制度の充実

具体的な取組み　担当課　区分

自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の周知、相談の充実と利用の促進を図ります。（再掲）　障害者福祉課　継続

重度心身障害者医療費助成制度の周知に努め、利用の促進を図ります。（再掲）　障害者福祉課　継続

３　就労を促進する

　障害のある人の就労支援の充実のため、ハローワーク、地域障害者職業センター、事業主、就労支援事業所、特別支援学校などの雇用・福祉・教育機関との連携を一層強化します。

　就職した障害のある人が、職場に定着し、安定した職業生活を送れるよう、本人と事業主の双方への相談支援を充実させます。

（１）雇用の確保・充実

具体的な取組み　担当課　区分

障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所などとの連携を推進します。産業振興課継続

障害に適した職務、受け入れ環境、雇用形態などに配慮しながら、市における障害のある人の雇用機会の確保に努めます。人事課　継続

就労相談、就労訓練、企業との連携など、障害者就労支援事業の充実を図り、障害のある人の就労を支援します。　障害者福祉課継続

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業等の連絡調整など職場への定着を支援します。（就労定着支援）　障害者福祉課新規

生活保護受給世帯の障害のある人などに対して、関係機関と連携を図りながら就労支援を行います。　福祉政策課　継続

（２）就労の支援

具体的な取組み　担当課　区分

就労移行支援・就労継続支援の充実を促進します。障害者福祉課継続

障害のある人が働く福祉喫茶コーナーの運営を支援します。　障害者福祉課継続

障害のある人が製作した製品の展示・販売コーナーの設置を促進します。　障害者福祉課継続

障害者就労支援施設等が提供する物品やサービスを、公的機関が優先調達することで、発注機会を確保し、障害のある人の自立の促進につながる措置を講じます。　障害者福祉課継続

農業分野での障害者雇用を進め、福祉施設が農業を作業種目としながら、農業と福祉との連携を図ります。農作物の生産・加工・販売について、地元農家と福祉施設との交流や協働を進めます。産業振興課　障害者福祉課新規

４　情報バリアフリー化を推進する

　障害によって情報の収集や利用に大きな支障のある人に対して、情報収集の手段の確保と情報利用の円滑化を図り、コミュニケーション方法を充実させていく必要があります。

　すべての人が情報通信の利便を等しく享受できる「情報バリアフリー」化の推進を図ります。

（１）情報保障の推進

具体的な取組み　担当課　区分

障害のある人や高齢者など、誰もが市ホームページで提供される情報や機能を利用できるよう、日本工業規格（JIS X 8341-3:2016）に準拠し、ウェブアクセシビリティ＊18の確保と向上に取り組みます。　市政情報課新規

各種障害福祉サービスに関して、必要な情報を手軽に入手できるようインターネットを利用した情報提供に努めます。障害者福祉課継続

聴覚障害のある人に配慮して、市が発行する行政サービスの紹介やイベントの案内等には、問合先として電話番号の他にファックス番号やメールアドレスを掲載するように努めます。　関係課新規

広報つるがしま、市議会だより、広報折込みチラシの点訳版・デイジー版を作成するとともに、情報提供の拡大に努めます。　市政情報課　議会事務局議事課　障害者福祉課　関係課継続

行政文書や案内パンフレットなどに「音声コード」を添付し、情報提供の充実を図ります。　障害者福祉課継続

視覚障害のある人に対して、パソコンやスマートフォン等のインターネット機能を活用したメールによる情報提供に努めます。障害者福祉課継続

電子申請システム（インターネットを利用して来庁せずに自宅などから申請・届出など手続きの行えるシステム（埼玉県などと共同運用））について、障害者福祉関係をはじめ可能な手続きの範囲の拡大に努めます。障害者福祉課　関係課継続

＊18）ウェブアクセシビリティ：障害のある人や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上のページやファイルで提供されている情報に到達し、利用できること。

（２）コミュニケーション支援の推進

具体的な取組み　担当課　区分

市役所内の窓口事務において、聴覚障害のある人などの相談や手続などを支援するため、手話通訳者を設置します。　障害者福祉課継続

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等の意思疎通支援事業の充実と利用の促進を図ります。（再掲）障害者福祉課継続

手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。（再掲）障害者福祉課継続

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示・意思疎通を図れるよう、コミュニケーションを支援したり、ＩＣＴの利活用を支援するボランティアを養成・育成します。（再掲）障害者福祉課継続

障害のある人のコミュニケーション支援について広く意見を求めるとともに、市民への理解啓発と学校教育の推進を図るための手法を検討します。　障害者福祉課　学校教育課新規

５　文化・学習・スポーツ活動を支援する

　文化・学習・スポーツ活動などを充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進となります。また、学校卒業後も、生涯を通じて学習していくことにより、生活の質を向上するために大きな役割を果たします。

　本市では、障害のある人が各種の学級・講座などの事業により参加しやすくなるよう、必要に応じて手話通訳者などを配置するなど環境づくりを推進しています。また、図書館での点字図書・録音図書などの充実、対面朗読、図書の郵送・宅配など障害のある人に配慮したサービスの充実に努めています。スポーツでは、県内外の障害者スポーツ大会への参加を支援します。

（１）文化・学習・スポーツ活動への支援

具体的な取組み　担当課　区分

障害のある人が各種の学級・講座などの事業により参加しやすくなるよう、必要に応じて介助者や手話通訳者、要約筆記者を配置するなど環境づくりを推進します。　関係課継続

生涯学習に取り組む障害のある人を支援します。　生涯学習スポーツ課　教育センター　障害者福祉課新規

児童館で実施している「きらきらキッズ」を通じ、障害のある子どもやその家族と市民が触れ合い、理解や関心を深めます。（再掲）児童館継続

点字図書・録音図書の整備・充実や、対面朗読、図書の郵送・宅配など、図書館利用に障害のある人に配慮したサービスの充実を図ります。　図書館　継続

障害のある人が参加できるスポーツ教室やスポーツ大会への参加の支援に努めます。　障害者福祉課　生涯学習スポーツ課継続

障害者団体の市民センター等公共施設の使用料を免除し、活動を支援します。（再掲）図書館　女性センター　市民センター　関係課継続

Ⅳ　安心・安全なくらしを確保する

１　人にやさしい福祉のまちづくりを推進する

　障害のある人を含めすべての人にとって住みよい地域づくりを進めるために、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進することが大切です。

　地域社会の中にある様々な「バリア」を取り除くことに努め、安全で利用しやすい環境となるよう道路や交通機関などの整備を進めます。また、誰にでも利用しやすい公共施設となるようバリアフリー化を推進します。

（１）まちづくりの総合的推進

具体的な取組み　担当課　区分

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進します。　障害者福祉課　都市計画課継続

市民やボランティア、市民活動団体、ＮＰＯ法人、行政（小・中学校含む）など、幅広い人の「協働」によって地域福祉の推進に努めます。（再掲）福祉政策課　地域活動推進課　継続

（２）公共的な建築物のバリアフリー化の推進

具体的な取組み　担当課　区分

多機能トイレの設置、出入り口の段差の解消、障害者用駐車スペースの確保など公共的な建築物のバリアフリー化を推進します。　資産管理課継続

公園・緑地を計画的に整備する場合は、障害のある人に配慮した公園の整備に努めます。　都市施設保全課　継続

（３）住宅の確保と住環境の整備

具体的な取組み　担当課　区分

公営住宅等への入居に際して障害者世帯を配慮します。都市計画課　継続

住宅のバリアフリー対策、耐震対策、省エネルギー対策など、人や環境にやさしい質の高い住宅づくりを促進するための情報を提供します。都市計画課継続

居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の周知に努め、利用の促進を図ります。（再掲）障害者福祉課　継続

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額に関する制度の周知に努めます。税務課継続

市内の空き家や空き部屋を、グループホームや交流スペース等の福祉目的に利活用できる仕組みづくりを進めます。（再掲）都市計画課　障害者福祉課　新規

賃貸契約による一般住宅の入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を指定相談支援事業者に委託して行います。（再掲）障害者福祉課　新規

（４）道路環境の整備

具体的な取組み　担当課　区分

歩道の幅員の確保や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置など歩行空間の整備に努めるとともに、音声式信号機など障害のある人のための交通安全施設の整備を促進します。

道路建設課　安心安全推進課　継続

関係機関と連携しながら、商品などの歩道へのはみ出しの是正指導、放置自転車対策を講じます。道路建設課　安心安全推進課

継続

（５）公共交通機関の整備

具体的な取組み　担当課　区分

より便利で利用しやすい、つるバス・つるワゴンの充実に努めます。　都市計画課　継続

バリアフリー新法＊19に基づき、市内を運行する路線バスの事業者へ働きかけを行い、ノンステップバスの導入を促進します。　都市計画課　継続

バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化の遅れている鉄道駅舎については、鉄道事業者とともに、バリアフリー化の促進に向けて、手法等の検討を進めます。　都市計画課継続

視覚障害者等の駅構内での転落防止のため、ホームドアの設置推進を鉄道会社に働きかけます。都市計画課　障害者福祉課新規

＊19)バリアフリー新法：高齢者・障害者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。

２　安全な暮らしを確保する

　本市では、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とした「鶴ヶ島市地域防災計画」を策定し、防災対策を推進しています。

　障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくため、障害の種別や程度に応じて適切な支援体制の整備を図ります。

　また、防犯や詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実などに努めます。

（１）防災対策の充実

具体的な取組み　　担当課　　区分

障害のある人の災害時の安全を確保するため、鶴ヶ島市地域防災計画の推進を図ります。安心安全推進課継続災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に円滑な支援ができるよう該当者の同意を得て避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。また、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の連携により、避難行動要支援者を支援する個別計画の推進を検討します。

安心安全推進課　福祉政策課　障害者福祉課　高齢者福祉課　新規

災害時要援護者制度の登録者に対する支援に努めます。　障害者福祉課　継続

災害に備えて福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所の開設訓練等を行います。　安心安全推進課　福祉政策課　障害者福祉課　高齢者福祉課　こども支援課　市民センター　女性センター　新規

障害者支援施設などにおける防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりに努めます。　障害者福祉課　継続

一人暮らしなどの障害のある人を対象とした、急病などによる緊急時通報システムの充実を図ります。　障害者福祉課　継続

災害時や緊急時に、周囲の人からの支援を受けやすくするための「ヘルプカード」の周知に努め、利用の促進を図ります。　障害者福祉課　新規

（２）防犯対策の充実

具体的な取組み　　担当課　区分

地域における防犯活動を促進し、犯罪被害を未然に防ぐまちづくりを進めます。　安心安全推進課　継続

障害のある人の緊急時の通信手段であるファックス１１０番の普及・活用を図るため、周知に努めます。 障害者福祉課　継続

パソコンやスマートフォン等のインターネット機能を活用したメール１１０番の普及・活用を図るため、周知に努めます。 障害者福祉課　継続

市内障害者施設の防犯に係わる安全確保のため、警察等関係機関との連携を図ります。障害者福祉課　安心安全推進課　新規

（３）交通安全の充実

具体的な取組み　　担当課　　区分

障害発生の要因の一つである交通事故の防止に関する啓発を推進します。　安心安全推進課　継続

道路の事故多発地点や危険か所について、関係機関と現場診断などを行い、交通事故防止対策を実施します。道路建設課　安心安全推進課　継続

（４）消費生活トラブルに関する相談の充実

具体的な取組み　担当課区分

詐欺・悪徳商法などの被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害の防止を支援します。（再掲）産業振興課　継続

福祉相談窓口と消費生活相談の連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。　障害者福祉課　産業振興課継続